



一般社団法人 **全日本ドローン教習所協会**

〒701-0114 岡山県倉敷市松島1109 TEL:0120-228-528

Email:ada@driver.co.jp <http://dronedriver.jp/>

ADA(全日本ドローン教習所協会)とは

ADA(全日本ドローン教習所協会)は、2017年12月より無人航空機の操縦者の養成機関である講習団体として国土交通省航空局ホームページに掲載されました。

2018年8月には、講習団体に対して、監査等を行う管理団体として、国土交通省航空局ホームページに掲載されております。

2022年12月5日より、人航空機操縦者技能証明書を取得しようとする方々に対し、無人航空機の飛行に必要な知識及び能力の付与するため、国が定める施設及び設備、講師等に係る要件を満たした登録講習機関として認定を受けております。

地域における地方創生の一助となるべく、各種法令などの安全に関わる知識、高い操縦技能を有する安全飛行操縦者の養成を行い、同業界の発を展通じて、新たに広がりつつあるドローン関連の産業・市場の発展に寄与し、また、より多くの方にドローンの楽しさをお伝えするため、サービスを展開します。

ADA(全日本ドローン教習所協会)の目的

- ドローン(無人航空機)操縦者の安全教育及び育成
- イベント開催等における社会貢献
- 安全操縦者を要請し、分アの進歩向上に貢献



無限に広がっていく

“未来”

だからこそ

安全の確保と信頼の確立へ

現在、人類は経験したことの無いような変化に直面しています。

軍事目的に開発されたインターネットはどこでも利用可能となりました。

ドローンも同様に当初は軍事目的で開発されましたが、今では誰でも購入できるようになりました。

しかし、誰でも飛行させることができる現在、安全性、信頼性はどのようなのでしょうか。

そこで、私たち一般社団法人全日本ドローン教習所協会(ADA)は、自動車教習所の運営を通して学び経験し、蓄積してきた知識を生かし、より安全で信頼できるドローン操縦者の育成を行い、安全の確保と信頼の確立を実現することを使命と考えております。



一般社団法人全日本ドローン教習所協会

理事長 吉村武司

ドローン(無人航空機)とは

無人の小型航空機のこと、遠隔操作や自動制御によって飛行します。様々な分野で活躍が期待できますが、国内では自由に飛行できる場所が限られています。安全に飛行するためには、ドローンの構造や関係法令などを正しく理解しなければなりません。

ドローン(無人航空機)は、航空法にも厳密に定義づけられており、「航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるもの(その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)をいう。」となっております。いわゆる機体重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)が100g以上のドローン(マルチコプター)、ラジコン飛行機、農薬散布用ヘリコプター等は該当します。



特定飛行とは

航空法の規制対象となる無人航空機の飛行を「特定飛行」と定義されております。具体的には次の飛行が特定飛行に分類されております。

○飛行空域

- ・空港等の周辺の空域
- ・地表もしくは水面から高度150m以上の空域
- ・人口集中地区(DID)上空の空域

○飛行の方法

- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・30m未満の飛行
- ・イベント上空の飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件の投下

無人航空機操縦士とは

2022年12月5日から施行された「無人航空機操縦者技能証明等」の制度で、無人航空機を飛行させるために必要な知識、能力を有する資格制度です。

「一等無人航空機操縦士」、「二等無人航空機操縦士」の2つの国家資格が制定されました。

○一等無人航空機操縦士

- 立入管理措置を講ずることなく特定飛行を行うことが可能(カテゴリーⅢ飛行)
- ※第三者上空での飛行が可能

○二等無人航空機操縦士

- 立入管理措置を講じた上で特定飛行を行うことが可能(カテゴリーⅡ飛行)



飛行カテゴリー



○カテゴリー I 飛行

特定飛行に該当しないため、飛行許可・承認申請は不要です。

○カテゴリー II 飛行

・カテゴリー II【許可・承認が必要な飛行】

特定飛行のうち空港等周辺、150m以上の上空、イベント上空、危険物輸送、物件投下、最大離陸重量25kg以上については、立入管理措置を講じた上で、無人航空機操縦士の技能証明や機体認証の有無を問わず、許可承認を受ける必要があります。

・カテゴリー II【許可・承認が不要な飛行】

また、上記以外の特定飛行の場合については、立入管理措置を講じた上で、無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、飛行マニュアルの作成等の飛行の安全を確保するための措置を講じることにより、許可・承認を不要とすることができます。

○カテゴリー III 飛行

レベル4飛行(有人地帯における補助者なし目視外飛行)を含むカテゴリー III 飛行は、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合であって、飛行の形態に応じたリスク評価結果に基づく飛行マニュアルの作成を含め、運航の管理が適切に行われていることを確認して許可・承認を受けた場合に限りです。



無人航空機操縦士講習

○講習時間

講習の種類	講習の区分		学科講習	実地講習	講習時間数
一等 無人航空機操縦士	初学者	基本	18時間	50時間	68時間
		基本+目視内限定変更	18時間	57時間	75時間
		基本+昼間限定変更	18時間	51時間	69時間
		基本+目視内+昼間	18時間	58時間	76時間
	経験者	基本	9時間	10時間	19時間
		基本+目視内限定変更	9時間	15時間	24時間
		基本+昼間限定変更	9時間	11時間	20時間
		基本+目視内+昼間	9時間	16時間	25時間
	限定変更	目視内		5時間	5時間
		昼間		1時間	1時間
		目視内+昼間		6時間	6時間
	二等 無人航空機操縦士	初者	基本	10時間	10時間
基本+目視内限定変更			10時間	12時間	22時間
基本+昼間限定変更			10時間	11時間	21時間
基本+目視内+昼間			10時間	13時間	23時間
経験者		基本	4時間	2時間	6時間
		基本+目視内限定変更	4時間	3時間	7時間
		基本+昼間限定変更	4時間	3時間	7時間
		基本+目視内+昼間	4時間	4時間	8時間
限定変更		目視内		1時間	1時間
		昼間		1時間	1時間
		目視内+昼間		2時間	2時間



※本表は、最短講習時間数となります。習得状況等により講習時間が延長となることがあります。また、修了審査、効果測定、入校説明等の時間は含んでおりません。

※経験者とは、全日本ドローン教習所協会が認める「飛行経歴を証明する書類」の提出をされた方のみとなります。

○「飛行経歴を証明する書類」

- ・ADAドローン講習修了証明書
- ・飛行日誌(飛行時間10時間以上ある方)
- ・講習団体が発行する民間技能証明書
- ・その他上記と同等以上と認めた書類

※限定変更を希望される方は、無人航空機操縦士資格を所有されている方に限ります。

また、一等無人航空機操縦士限定変更を希望される方は、一等無人航空機操縦士資格を所有されている方に限ります。

※修了審査不合格、講習の延長等の場合には、別途追加料金が必要となります。

※講習期間(日数)等、詳しくは全日本ドローン教習所協会にお問い合わせください。

ADAドローン講習

ADAドローン講習とは、無人航空機の操縦者の養成機関である講習団体「全日本ドローン教習所協会」が行う、ドローン操縦者講習となります。ADAドローン講習を修了された方は、全日本ドローン教習所協会が、「無人航空機の操縦者として、安全飛行のできる知識及び技能を有する者」として認定を行い、「ADAドローン講習修了証明書」が発行されます。

○ADAドローン講習修了証明書

ADAドローン講習修了証明書を所有する方は、無人航空機の飛行の許可・承認申請を行う際に、申請書類のうち一部を簡略化することが可能となります。

簡略化される書類

- ・無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力の確認書類
- ・無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

飛行経験者

ADAドローン講習を修了された方は、「無人航空機操縦士講習」(国が発行する無人航空機技能証明を取得するための講習)を受講する際に、「経験者」として受講することが可能となります。

○経験者

経験者として「無人航空機操縦士講習」を受講する場合には、講習の一部が免除されます。

経験者の方であっても、初学者として受講することも可能です。ご自分の知識及び技量の合わせて受講することが可能です。詳しくはお問い合わせください。

認証

ADAドローン講習を修了された方は、講習の内容に応じた認証を行います。認証される無人航空機及び認証される項目は次の通りです。

○認証される無人航空機

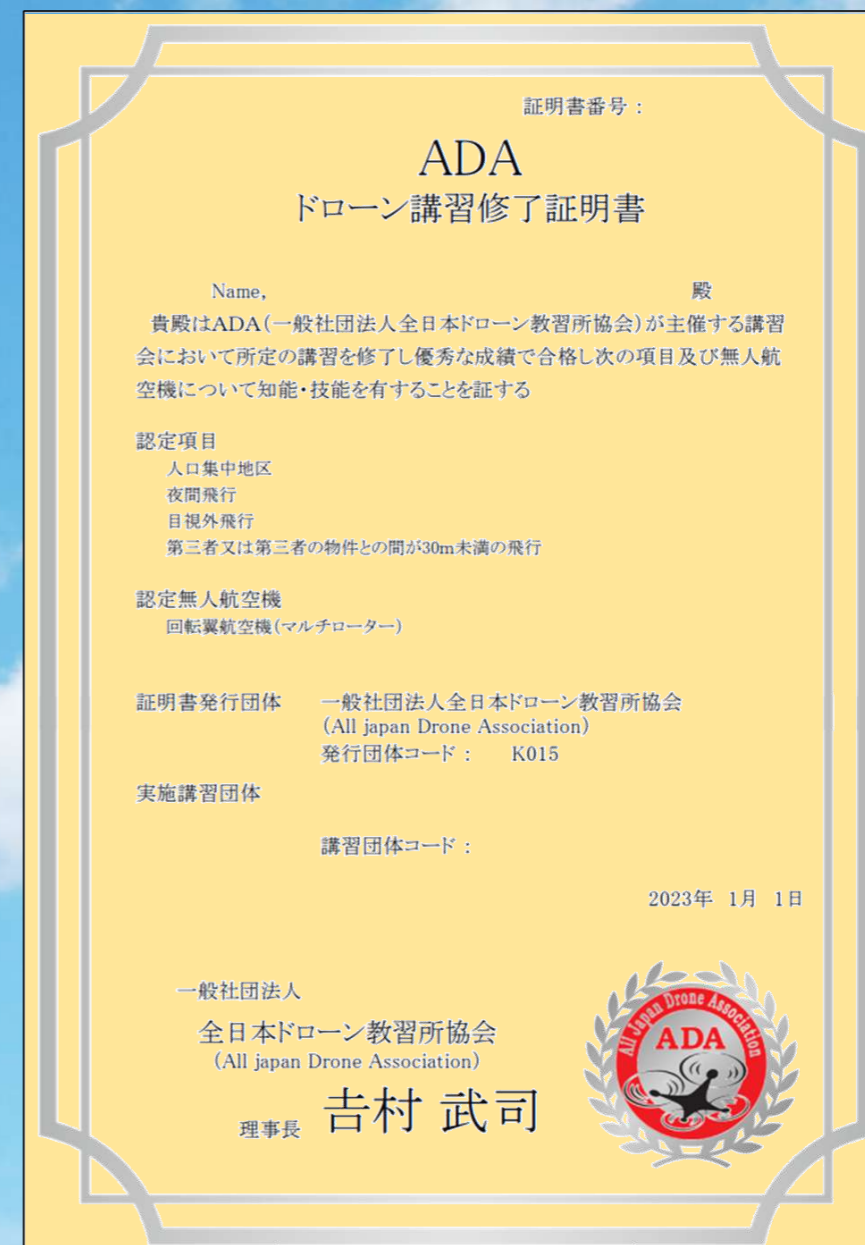
- ・回転翼航空機(マルチローター)

○認証される項目

- ・空港等の周辺の空域 ※1
- ・高度150m以上の空域 ※1
- ・人口集中地区の上空
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・30m未満の飛行
- ・イベント上空の飛行 ※1
- ・危険物の輸送 ※1
- ・物件の投下 ※1

※1 通常の講習では認証を行いません。

ご希望される方はお申込みの際に必ずご相談ください。



IERアグリフライヤー オペレーター講習

IERアグリフライヤーとは、石川エネルギーリサーチ社製農薬散布用無人航空機(マルチローター)となります。

アグリフライヤーによる農薬散布には、石川エネルギーリサーチ社が指定するオペレーターライセンスが必要となります。

ADAの行う「IERアグリフライヤー オペレーター講習」を修了された方は、受講機種に応じた学科試験及び技能検定を行います。合格者にはオペレーターライセンスが交付されます。

石川エネルギーリサーチ社公式ホームページ <https://ier.co.jp/>



	所持資格	講習期間	受講条件
アグリプライヤー オペレーター講習	所持資格なし 技能証明書 民間団体発行資格(農薬散布を除く)	5日間	両眼視力0.7以上あること(眼鏡等可) 無人航空機の操縦に支障がないこと
	他メーカー農薬散布資格	2日間	両眼視力0.7以上あること(眼鏡等可) 無人航空機の操縦に支障がないこと
アグリプライヤー Type-R オペレーター講習	所持資格なし 技能証明書 民間団体発行資格(農薬散布を除く)	5日間	両眼視力0.7以上あること(眼鏡等可) 無人航空機の操縦に支障がないこと
	他メーカー農薬散布資格	2日間	両眼視力0.7以上あること(眼鏡等可) 無人航空機の操縦に支障がないこと

※ 詳しくはお問い合わせください。

